

# 兵庫県公報

令和3年3月2日 火曜日 第186号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

### 告 示

|                                            |   |
|--------------------------------------------|---|
| ○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（農地整備課）            | 1 |
| ○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課） | 2 |
| ○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）                     | 2 |
| ○ 神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）            | 3 |
| ○ 同 上（同）                                   | 3 |
| ○ 中播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）                  | 3 |
| ○ 同 上（同）                                   | 4 |
| ○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）                    | 4 |
| ○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）                   | 5 |
| ○ 河川区域の変更により生じた廃川敷地等（河川整備課）                | 5 |

### 公 告

|                                                 |   |
|-------------------------------------------------|---|
| ○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課） | 5 |
| ○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）                    | 6 |
| ○ 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築指導課）                    | 7 |

### 病院局公告

|                |   |
|----------------|---|
| ○ 落札者等の公示      | 8 |
| ○ 随意契約の相手方等の公示 | 9 |

### 選挙管理委員会告示

|                                                                                 |   |
|---------------------------------------------------------------------------------|---|
| ○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正 | 9 |
|---------------------------------------------------------------------------------|---|

### 収用委員会告示

|                   |    |
|-------------------|----|
| ○ 収用の裁決手続開始決定     | 10 |
| ○ 収用又は使用の裁決手続開始決定 | 12 |

### 公安委員会告示

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| ○ 平成2年兵庫県公安委員会告示第94号（指定講習機関の指定）の一部改正 | 22 |
|--------------------------------------|----|

## 告 示

### 兵庫県告示第187号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を令和3年2月16日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この変更計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和3年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

| 事業名 | 地区名 | 縦覧の期間 | 縦覧の場所 |
|-----|-----|-------|-------|
|     |     |       |       |

### 兵庫県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和3年3月2日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和3年3月2日から2週間、阪神南県民センター西宮土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                      |    |                  |              |    |
|--------------|----------------------------|----|------------------|--------------|----|
|              | 区間                         | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>大沢西宮線  | 西宮市湯元町6番1から<br>同市湯元町8番12まで | 旧  | 13.0から<br>28.0まで | 94.0         |    |
|              |                            | 新  | 11.0から<br>27.0まで | 94.0         |    |

### 兵庫県告示第196号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び東播磨県民局加古川土木事務所に備え置いて、令和3年3月2日から2週間縦覧に供する。

令和3年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 河川の名称  
二級河川谷八木川水系谷八木川
- 廃川敷地等が生じた年月日  
令和3年3月2日
- 廃川敷地等の位置  
明石市大久保町松陰字堀池896番4  
同市大久保町大久保町字山ノ中523番3
- 廃川敷地等の種類及び数量  
種類 土地  
数量 889.19平方メートル

## 公 告

### 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和3年3月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                  | 指 定 の 区 域         | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------------------|-------------------|---------------------|
| 桃島<br>(310020002)    | 豊岡市城崎町桃島（別図1のとおり） | 地滑り                 |
| 上山<br>(310020003)    | 豊岡市城崎町上山（別図2のとおり） | 地滑り                 |
| 森本<br>(310030005)    | 豊岡市竹野町森本（別図3のとおり） | 地滑り                 |
| 万場仲ザミ<br>(310040013) | 豊岡市日高町万場（別図4のとおり） | 地滑り                 |

（別図1から別図4までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和3年3月10日（水）から同月24日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所建設課（5階）

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課  
〒668-0025 豊岡市幸町7—11

(3) 提出期限

令和3年3月24日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和3年5月24日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月2日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ラ・ムー新三田店

所在地 三田市福島土地区画整理事業12街区—1ほか

2 法第8条第1項の規定により三田市から聴取した意見の概要

(1) 危機管理課

ア 引き続き、施設への進入・退出時等における交通事故防止に努められたい。

イ 引き続き、夜間営業時などにおける周囲の生活環境の不安とならないよう防犯対策に努められたい。

(2) 道路河川課

案内経路として位置付けている市道長町沢野本線及び市道福島縦断線は、民家が近接し、生活道路としての性格を持つ道路である。

ア 商材搬入車両の通行はないと聞いているが、客車両の経路となり、交通量が増加することについて、地元住民に十分周知されたい。

イ 交通量の増加に伴い、路面の損傷が懸念されることについても、道路管理者との対策協議を進められ